

# 鳥取縣公報

## 告示

○鳥取縣告示第五百九十一号

鳥取縣林業施業区、林業經營指導員の駐在ヶ所及び所轄区域を次のように定める。

昭和二十五年十二月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施業区 級別 經營指導員 駐在箇所 施業区域(所轄区域)

- 一 B 岩美郡岩井町 東村、岩井町、浦生村
- 二 同 浦富町 小田村、本庄村、大岩村、網代村、田後村、浦富町
- 三 同 鳥取市 鳥取市、福部村、宇倍野村、津ノ井村、米里村、倉田村、面影村
- 四 同 岩美郡成器村 大茅村、成器村
- 五 同 八頭郡中私都村 下私都村、中私都村、上私都村

昭和二十五年十二月十二日  
第二千六百六十八号 火曜日

本書ノ大半ハ國定規格A五判

- 六 A 同 賀茂村 国中村、賀茂村、大御門村、隼村、安部村
- 七 C 同 船岡村 大伊村、船岡村
- 八 B 同 八東村 丹比村、八東村
- 九 A 同 若櫻町 若櫻町
- 一〇 同 池田村 池田村
- 一一 同 山郷村 山郷村
- 一二 同 同智頭町那岐区 智頭町那岐区
- 一三 同 同 智頭町 智頭町
- 一四 B 同 用瀬町 社村、用瀬町、大村
- 一五 同 同 佐治村 佐治村
- 一六 同 同 河原町 西郷村、散岐村、八上村、河原町、国英村
- 一七 同 同 氣高郡大正村 大正村、東郷村、美穂村、大和村、神戸村、豊美村、明治村
- 一八 C 同 吉岡村 湖山村、宋恒村、松保村、大郷村、吉岡村

一九 B 同	浜村町	酒津村、宝木村、浜村町、瑞穂村、勝谷村、逢坂村、鹿野町、小鷲河村
二〇 同 同	青谷町	青谷町、日置谷村、中郷村、日置村、勝部村
二一 同	東伯郡 東郷松崎村	津村、宇野村、橋津村、淺津村、舍人村、東郷松崎村、花見村
二二 同 同	三朝村	三德村、小鹿村、三朝村
二三 A 同	旭村	旭村、竹田村
二四 B 同	矢送村	上小鴨村、南谷村、矢送村、山守村
二五 A 同	倉吉町	長瀬村、中北條村、上井町、下北條村、上北條村、西郷村、大誠村、灘手村、倉吉村、社村、小鴨村
二六 B 同	高城村	高城村、北谷村
二七 C 同	由良町	由良町、榮村、古布庄村
二八 同 同	八橋町	八橋町、浦安町、下郷村、上郷村
二九 同 同	赤碓町	赤碓町、成美村、以西村
三〇 同 同	安田村	下中山村、上中山村、安田村
三一 同	西伯郡御來屋町	逢坂村、光徳村、名和村、御來屋町

三二 B 同	大山村	庄内村、所子村、大山村
三三 C 同	淀江町	高麗村、宇田川村、淀江町、大和村、大高村、縣村、春日村、大幡村
三四 B	米子市	上道村、余子村、中浜村、大篠津村、和田村、崎津村、富益村、夜見村、彦名村、渡村、外江村、米子市、成実村、五千石村、尚徳村、手間村、天津村、幡郷村、賀野村
三五 同	西伯郡法勝寺村	法勝寺村、大園村、東長田村、上長田村
三六 同	日野郡溝口町	八郷村、溝口町、二部村
三七 同 同	江尾町	日光村、江尾町、米沢村
三八 A 同	根雨町	神奈川村、根雨町
三九 同 同	黒坂町	日野村、黒坂町
四〇 同 同	石見村	石見村、福榮村
四一 B 同	多里村	多里村
四二 A 同	日野上村	日野上村、山上村
四三 B 同	大宮村	大宮村、阿毘縁村

◇鳥取縣告示第五百九十二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第十九條第三項及び同條第四項の規定により次の市町村の主要食糧小売販売業者甲の事業区域を次のように定める。

昭和二十五年十二月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

郡市町村名	事業区域名	事業区域の範囲
鳥取市	鳥取第一 事業区域	賀露町を除く鳥取市
同	鳥取第二 事業区域	賀露町
八頭郡	用ヶ瀬町	用ヶ瀬町及び社村川崎、東井
同	社村	川崎、東井を除く社村
同	西伯郡大山村	大山村及び逢坂村松河原の一部
同	逢坂村	松河原の一部を除く逢坂村
同	日野郡根雨町	根雨町及び日野村舟場、野田、添原
同	日野村	舟場、野田、添原を除く日野村

◇鳥取縣告示第五百九十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第二十條第四項の規定により主要食糧小売販売業者甲の登録所の位置を次のように定める。

昭和二十五年十二月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、常設登録所の位置	市町村役場及び同支所	
二、登録に当り増設する登録所の位置	建物の名称	
市町村名	位置	
鳥取市	久松小学校	東町一九四
同	醇風同	西町三八九
同	遷番同	本町一丁目
同	修立同	吉方町三五六
同	日進同	吉方八二九
同	富桑同	元品治町一三四
同	明徳同	行徳五一
同	美保同	吉成三九五
同	稻葉同	滝山四四〇ノ二

同 中ノ郷洞 覺寺二六四  
 米子市 明道小學校 東町一四  
 同 米子市授産所 立町二丁目一  
 同 啓成小學校 角盤町一丁目二九  
 同 就將同 加茂町二丁目五〇  
 八頭郡佐治村 佐治村第一同 大字古市  
 同 第三同 同 加茂  
 同 第四同 同 尾際  
 氣高郡東郷村 高路公民館 同 高路  
 東伯郡東郷組合村 東郷村 農業協同組合 同 国信  
 松崎村

鳥取縣告示第五百九十四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)  
 第二十二條第一項の規定により主要食糧小売販売業者甲の各事業区域における最低登録保有数を次のように定める。

昭和二十五年十二月十二日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、四〇〇人の事業区域  
 鳥取第一事業区域、鳥取第二事業区域、米子市

二、三〇〇人の事業区域  
 倉田村、宇倍野村、福部村、大岩村、小田村、網代村、浦富町、田後村、東村、岩井町、賀茂村、船岡村、大伊村、河原町、西郷村(八頭)散岐村、八東村、丹比村、若櫻町、池田村、用ヶ瀬町、佐治村、社村(八頭)智頭町、山郷村、神戸村、大正村、湖山村、吉岡村、宝木村、酒津村、鹿野町、浜村町、青谷町、日置村、勝部村、西郷村(東伯)上井町、長瀬村、橋津村、宇野村、泊村、東郷松崎組合村、三朝村、旭村、倉吉町、小鴨村、矢送村、高城村、社村(東伯)、下北條村、榮村、由良町、浦安町、八橋町、赤碓町、成美村、下中山村、彦名村、崎津村、渡村、外江町、境町、上道村、余子村、中浜村、大篠津村、和田村、富益村、夜見村、法勝寺村、大高村、淀江町、所子村、大山村、庄内村、御來屋町、光徳村、逢坂村(西伯)、二部村、溝口町、江尾町、根雨町、黒坂町、石見村、多里村、

日野上村  
 三、二五〇人の事業区域  
 面影村、津ノ井村、蒲生村、国中村、安部村、美穂村、末恒村、舍人村、上小鴨村、北谷村、中北條村、大誠村、安田村、成実村、手間村、大幡村、巖村、高麗村、名和村、神奈川村  
 四、一五〇人の事業区域  
 成器村、八上村、中私都村、大村、東郷村、明治村、千代水村、小鷲河村、逢坂村(氣高)、小鹿村、三徳村、竹田村、南谷村、灘手村、下郷村、以西村、上中山村、五千石村、縣村、春日村、日吉津村、福榮村、山上村、大宮村、日野村  
 五、一三〇人の事業区域  
 米里村、本庄村、国英村、大御門村、隼村、上私都村、大郷村、勝谷村、日置谷村、花見村、山守村、上北條村、天津村、大国村、賀野村、幡郷村、大和村(西伯)八郷村、阿毘綠村  
 六、九〇人の事業区域

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第七十五号

公職選舉法第八十九條第二号により提出のあつた公職の候補者の選舉運動に関する収入及び支出の報告書(鳥取縣教育委員會委員選舉に関するもの)の要旨は左の通りである。

昭和二十五年十二月十二日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

公職の候補者の選舉運動に関する収入に関する報告書要旨

一、選挙の種類 昭和二十五年十一月十日

鳥取縣教育委員會委員選舉

二、期 間 自昭和二十五年十月十一日

至昭和二十五年十一月二十五日

(精算されたもの)

00838

三、報告書の要旨

候補者の氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額	差引	報告書受理年月日
伊佐田 甚藏	音田 滝臣	四、七四〇、〇〇	一、三三八、五〇	五、五一五、〇〇	昭和三五、一二、四〇
岡田 一郎	岡田 美知子	四、一〇〇、〇〇	一、八九五、〇〇	二、二〇五、〇〇	昭和三五、一二、三〇
荻原 治郎	谷本 正春	四、〇〇〇、〇〇	三、八五五、〇〇	一、一四五、〇〇	昭和三五、一二、三〇
河合 弘道	小西 宗晴	三、七五〇、五〇	一、七五〇、五〇	二、〇〇〇、〇〇	昭和三五、一二、三〇
齊木 忠治	平田 賢	四、一八三、八五	八、〇〇〇、〇〇	三、八一六、一五	昭和三五、一二、三〇

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者

候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
1、伊佐田甚藏	二、〇〇〇、〇〇	一	音田 秀男	農業	東伯郡花見村長江
	三、〇〇〇、〇〇	一	長田 良藏	同	八橋町八橋
	三、五〇〇、〇〇	一	村岡 自信	同	浦安町上伊勢
	三五〇、〇〇	一	秋藤 亮壽	教員	社村秋喜
	三五〇、〇〇	一	万治 義治	同	上小鴨村鴨河内
	三五〇、〇〇	一	山本 正次	同	北谷村志津

00839

三五〇、〇〇	一	谷口吉次郎	同	同	山守村
三五〇、〇〇	一	川本 澄雄	同	同	旭村森
三五〇、〇〇	一	小椋 留一	同	同	倉吉町駄経寺
三五〇、〇〇	一	河本憲太郎	同	同	松崎村中興寺
三五〇、〇〇	一	家森 常藏	同	同	下郷村三保
三五〇、〇〇	一	神波 眞澄	同	同	浦安町
三五〇、〇〇	一	野田 惣治	同	同	下郷村森藤
三五〇、〇〇	一	池田 春一	同	同	以西村宝木
三〇〇、〇〇	一	遠藤 春三	農業	同	西伯郡法勝寺村
四〇〇、〇〇	二	池田 春一	教員	同	東伯郡赤碕町
二、〇〇〇、〇〇	一	藤本 寛一	会社員	同	倉吉町湊町
一、五〇〇、〇〇	一	尾崎 泰江	無職	同	同 宮川町
二、〇〇〇、〇〇	一	丸山吉太郎	農業	同	八頭郡上私都村延命寺
一、〇〇〇、〇〇	一	佐々木禧江	同	同	鳥取市大覚寺
二〇〇、〇〇	一	高見 勇	乾物商	同	米子市東倉吉町
一、五〇〇、〇〇	一	大丸 菊藏	農業	同	東伯郡三朝村山田
一、五〇〇、〇〇	一	大丸 熊一	官吏	同	三朝村
一、〇〇〇、〇〇	一	鳥居民右工門	農業	同	京都府与謝郡三河内

一、〇〇〇、〇〇	岩本 重治	教員	東伯郡八橋町八橋
三五〇、〇〇	西村 光教	同	竹田村西谷
三五〇、〇〇	佐々木春千代	同	西郷村伊木
三五〇、〇〇	涌島 惠	同	同 八屋
三五〇、〇〇	三谷 宗人	同	泊村泊
三五〇、〇〇	淺村 忠清	同	淺津村上淺津
三五〇、〇〇	細田 義治	同	北谷村福富
三五〇、〇〇	近藤 正一	同	上井町上井
三五〇、〇〇	中瀬源太郎	同	倉吉町河原町
三五〇、〇〇	尾崎 秀夫	同	淺津村下淺津
一、八四〇、〇〇	倉吉町湊町区員二同	同	倉吉町湊町
二、〇〇〇、〇〇	村岡 末男	宗教家	川崎市新川通
三、〇〇〇、〇〇	板谷 房江	社員	滋賀縣長浜市
二、五〇〇、〇〇	佐々木幸雄	農業	岡山縣玉島町住吉町
一、〇〇〇、〇〇	石尾 清子	同	岩美郡面影村新村
一、五〇〇、〇〇	神庭 明	社員	岡山縣久米郡吉岡村
五〇〇、〇〇	福田 美代	なし	岩美郡津ノ井村紙子谷
二、五〇〇、〇〇	伊佐田信夫	農作機械修理工	東伯郡倉吉町荒神町

2、岡田 治郎	五、〇〇〇、〇〇	山崎 季治	弁護士	鳥取市西町
	二、〇〇〇、〇〇	米村 健	旅館	米子市西倉吉町
	二、五〇〇、〇〇	田江 裕	なし	鳥取市西町
	七、八〇〇、〇〇	保見新一郎	商業	同 太平町
	五〇〇、〇〇	青木 修	なし	同 新茶屋
	一、五〇〇、〇〇	市谷 精一	商業	同 東品治
3、荻原 治郎	四、〇〇〇、〇〇	散岐共同組合		八頭郡散岐村佐貫
	四、〇〇〇、〇〇	西郷共同組合		同 西郷村中井
	四、〇〇〇、〇〇	國中共同組合		同 國中村米岡
	四、〇〇〇、〇〇	国英共同組合		同 国英村山手
	三、〇〇〇、〇〇	西尾 圭介	縣議員	同 河原町稻常
4、河原 弘道	一五、〇〇〇、〇〇	藤原 勇	国鉄職員	米子市長砂町
5、齊木 忠治	八五〇、〇〇	山田 豊	工員	同 道笑町三丁目
	一、八三三、八五	伴藤 実	同	同 祇園町二丁目
	三、〇〇〇、〇〇	藪中 実藏	事務員	同 兩三柳
	一、〇〇〇、〇〇	岩坂善代子	同	同 旗ヶ崎
	一、二〇〇、〇〇	野坂 浩賢	会社員	西伯郡大幡村幡郷

一、〇〇〇、〇〇 山崎 寛  
 一、〇〇〇、〇〇 深田 豊  
 三〇〇、〇〇 松本万壽夫 教員 同 渡村  
 国鉄職員 島根縣浜田市  
 会社員 西伯郡日吉津村

(二) 支出

候補者氏名 支出の総額 件数 支出の目的

1、伊佐田甚藏	四、〇〇〇、〇〇	一	家屋費
	八、〇五〇、〇〇	一	通信費
	八、六五〇、〇〇	二	印刷費
	四、二五〇、〇〇	八	廣告費
	一、二二二、五〇	二〇	文具費
	五四〇、〇〇	二	食糧費
	三、四八五、〇〇	二二	宿泊費
	七、一三一、〇〇	八	雜費
2、岡田 一郎	一、五〇〇、〇〇	一	家屋費
	二三八、〇〇	二	通信費
	二〇、〇〇	一	交通費
	六、四〇〇、〇〇	二	印刷費
	一〇、一八五、〇〇	六	廣告費
	五六〇、〇〇	四	文具費
	四七、〇〇	一	雜費
	二五〇、〇〇	二	印刷費
	一九、八九〇、〇〇	六	廣告費
	三三五、〇〇	五	文具費
	二〇〇、〇〇	二	食糧費
	三八五、〇〇	一	宿泊費
	一、〇四五、〇〇	五	雜費
4、河合 弘道	二、九五〇、〇〇	四	人件費
	一、〇〇〇、〇〇	一	家屋費
	七、七三〇、〇〇	四	通信費
	一三〇、〇〇	一	交通費
	一〇、一八五、〇〇	六	廣告費

5、齊木 忠治	八、四〇〇、〇〇	九	印刷費
	一四、七四七、〇〇	九	廣告費
	三一八、五〇	二	文具費
	八〇、〇〇	一	食糧費
	三九五、〇〇	三	雜費
	四、〇〇〇、〇〇	一	人件費
	五、〇〇〇、〇〇	一	家屋費
	八、七九六、〇〇	六	通信費
	一〇〇、〇〇	一	交通費
	九、七二六、二五	二	印刷費
	五、一四四、〇〇	六	廣告費
	二、一四一、〇〇	一三	文具費
	二〇〇、〇〇	二	食糧費
	六〇〇、〇〇	一	宿泊費
	一、八四七、〇〇	一	雜費

鳥取縣選舉管理委員會告示第七十六号

政治資金規正法第十三條第一号により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の報告書 (鳥取縣教育委員会委員選挙に關するもので昭和二十五年十一月三日迄の第一回分)の要旨は左の通りである。

昭和二十五年十二月十二日

鳥取縣選舉管理委員會委員長

上

根

政

幸

政党協會その他の団体の收支に關する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書

二期間 自昭和二十五年十月十一日 第一回分 至昭和二十五年十一月三日

三、報告書の要旨

団体名	寄附及び収入の総額		支出の総額		報告書受理年月日
	件数	金額	件数	金額	
政党協會その他の					
国鉄労働組合米子支部	1	1	1	1	昭和二十五年十一月四日
西伯郡小学校PTA連合会	1	1	1	1	同
鳥取縣医政連盟	1	1	1	1	同
鳥取縣高等学級教職員組合選挙対策委員会	1	1	1	1	同

団体名	寄附及び収入の総額		支出の総額		報告書受理年月日
	件数	金額	件数	金額	
鳥取縣高等学級教職員組合米子支部選挙対策委員会	1	1	1	1	昭和二十五年十一月五日
鳥取縣西部労働組合協議会選挙対策委員会	1	1	1	1	同
鳥取縣中学校教職員組合選挙対策委員会	1	1	1	1	同
鳥取縣米子市西伯郡中学校教職員組合	1	1	1	1	同
日本共産党鳥取縣委員会	1	1	1	1	同
日本共産党鳥取縣因幡地区委員会	1	1	1	1	同
日本共産党鳥取縣伯西地区委員会	1	1	1	1	同
日本共産党東伯地区西部細胞	1	1	1	1	同
日本共産党赤碕細胞	1	1	1	1	同
日本社会党鳥取縣支部連合会	1	1	1	1	同
日本社会党鳥取支部	1	1	1	1	同
日本社会党鳥取縣連合会米子支部	1	1	1	1	同
日本電氣産業労働組合米子営業所分会	1	1	1	1	同
日本電氣産業労働組合倉吉営業所分会	1	1	1	1	同
日本農民組合鳥取縣中部地区連合会選挙対策委員会	1	1	1	1	同





